

富士通グループでは、EU の CSDDD（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令）への対応に向けて、社内関連部門を交え、外部有識者と議論を行いました。

- **タイトル** : CSDDD 対応に関する社内セミナー
- **実施日** : 2025 年 3 月 25 日（火）
- **有識者** :
 - 渡邊 純子 氏 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
 - 水野 孝徳 氏 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

ダイアログでは、まず外部有識者の渡邊弁護士から、EU の CSDDD の概要が説明されました。続いて、当社グループにおいて今後必要な対応事項、対応ロードマップ（案）、各部署の連携体制について提案がなされました。参加者との QA セッションでは、具体的な疑問点や課題について議論が交わされました。最後に、今後の進め方についての議論が行われ、ダイアログは終了しました。以下に質疑応答の内容を抜粋して紹介します。

CSRD（企業サステナビリティ報告指令）と CSDDD の関係について

質問: CSRD の適用対象企業は CSDDD に基づく開示義務の対象外になるとはどういうことか。

回答: CSRD と CSDDD の両方の適用対象となる企業は、CSRD に基づいた開示を行っていれば、CSDDD に基づいて別途開示する必要はないとされている。CSRD は開示に関する法律であり、CSDDD は開示の前提となるデューデリジェンスのプロセスを主に規定する法律であるところ、CSDDD に基づくデューデリジェンスを実施し、その結果を踏まえて CSRD に基づく開示を実施すれば、実質的に CSDDD に基づく開示も行っているといえ、CSDDD に基づく開示義務を重ねて負うことはない建付けとされている。

グループ会社の定義について

質問: グループ会社、子会社や関連会社は CSDDD でどのように定義されているか。

回答: 親会社が当該会社に対しコントロールを持っているかどうかで判断される。基本的には子会社と考えておけばよい。

買収時の CSDDD 対応について

質問: 買収時に CSDDD への対応状況を確認するという認識であっているか。またその確認項目やチェックリストは存在するか。

回答: 買収時から ESG DD（デューデリジェンス）を実施したいという日系大企業の意識の高まりがある。その中で、買収時に対象会社における CSDDD への対応状況を確認する必要がある場合も生じてきている。最低限確認すべき部分などを含め、各社のマテリアリティに応じて検討する必要があるので、テラーメイドでアドバイスをしている。

AI 倫理と CSDDD に基づく DD について

質問: AI 倫理も CSDDD に基づく DD の対象になっており、自社及び子会社の事業から生じる悪影響のみならず、生成 AI の

モデルを作っているベンダーがどういう経緯で作ったのかについても調査すべきと考えるが、留意点はあるか。

回答：CSDDD 上、自社及び子会社の事業から生じているリスクも対象であるが、一定の範囲で自社のビジネスパートナーのリスクも対象になるため、生成 AI のモデルを作っているベンダーを含め、取引先がどういう人権・環境リスクを生み出しているかについても留意すべきである。

調査対象の範囲について

質問：欧州の売上高をベースに適用対象企業が決まっていると思うが、実際に調査する取引は、欧州向け取引であるかは関係なく、また、優先順位もそこにウエイトを置くものではないということか。

回答：基本的に、欧州の売上高に基づき適用対象になるか否かを判断するが、その判断に基づいて適用対象になると、調査の対象は、欧州域内に限らず、全世界のバリューチェーン上で優先順位が高い（人権・環境リスクの深刻度等が高い）ところから調査を開始する必要がある。